



旧準軍人で公務のため負傷、または疾病で傷病賜金（第一目症、第二目症）を受給した方を調査していますので該当者は役場民生課まで申出下さい。

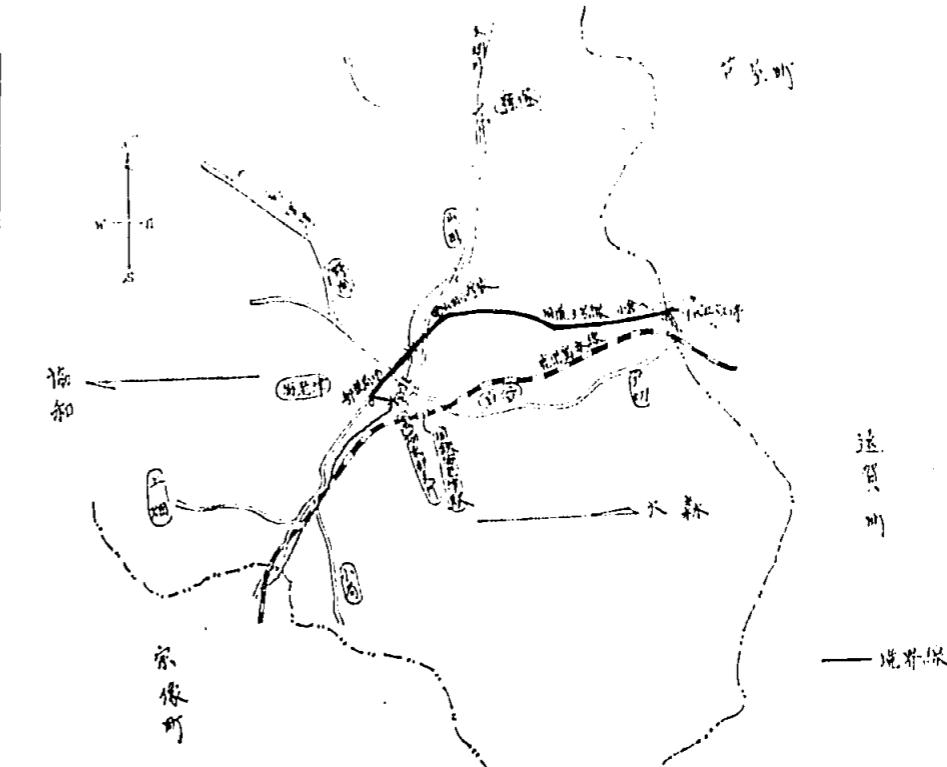
(高陽区)  
方志オトチヨ殿の御葬儀の  
御香典返しとして喪主方志  
久氏より山田小学校へ寄贈  
されました。  
(二月十五日)

## 傷病賜金受給者の調査

## 一、該當者

職員の妻は十万円の特別給付金が支給されていますが、請求はお済みになつたでしょうか。

## 戦傷病者の奥様に



新松原、元松原、西黒山、東  
黒山、糠塚、山田、西山田、  
緑ヶ丘、新海老津の一部、海  
老津、上畠、高倉、上高倉、  
野間、東山田の一部（大森衛

生 新海老津の一部、東山  
田の一部、東松原、高陽、戸  
切、戸切百合野、戸切白谷、  
上海老津、東海老津、小局

説今ナリ

別弔慰金が支給されています。

## 一、該當者

1、昭和十六年十二月八日の  
太平洋戦争以降に亡くなられ  
た戦没者の遺族。

2、昭和四十年四月一日現在  
公務扶助料や、遺族年金等を  
受給していない場合に限る。

3、戦没者の子、父母、孫、  
祖父母、兄弟姉妹のうち生存  
されている上順位の遺族。

まだ請求されていない方はいろ  
いろ支給条件がありますし、今  
年六月三十日までに請求しない  
と受給できなくなります。県庁  
援護課か役場民生課に相談のう  
え請求して下さい。

## 防犯標語募集

- 1、課題 盗難予防、暴力追放、少年の非行化防止の広報に役立つもの。

2、資格 福岡県民で、男女、年齢を問わない。

3、応募方法 はがき一枚に一標語を記入し、住所、氏名、年齢を明記すること。応募数は制限しない。

4、締切り 昭和44年3月31日

5、送り先 福岡市天神一丁目福岡県警察本部内

福岡県防犯協会連合会

ついて。  
提案理由  
住民基本台帳法施行により、窓口事務集中管理を行なうため。

都市計画法（大正八年法律第三六号）第二条第一項の規定による都市計画区域に岡垣町全域を指定することについて、  
○賛成多數（反対一名）で原案可決。

議案第七号

岡垣町役場出張所仮事務所（住民課事務）を定める条例制定について。  
提案理由  
住民基本台帳法施行により、窓口事務集中管理を行なうため。

又は統合する場合においては、区画を明確にし、区内にはかり且つ本区の承諾を得て町議会の同意を必要とする。

2、前項に規定する区の世帯数は概ね五〇戸以上とする。但し住宅団地、及び市街地においては、概ね二〇戸以上とする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

○満場一致で原案可決。

単独者のいき道筋の方には

## について。 提案理由

附 則  
この条例は公布の日から施行する。  
○満場一致で原案可決。

（大正八年法律第三六号）第二条第一項の規定による都市計画区域に岡垣町全域を指定することについて、○賛成多数（反対一名）で原案可決。

又は統合する場合においては区画を明確にし、区民にはかり且つ本区の承諾を得て町議会の同意を必要とする。

2、前項に規定する区の世帯数は概ね五〇戸以上とする。但し住宅団地、及び市街地においては、概ね二〇〇戸以上とする。

三五七ノ九外二筆

二、面 積 一四八五平方米  
三、取得予定価格 国の指定する価格

四、相手方 國(農林省財産)  
○満場一致で原案可決

議案第六号

都市計画法による区域編入について。

○賛成多数（反対一名）で原案可決。  
議案第八号  
岡垣町行政事務嘱託に関する条例の一部を改正する条例。  
提案理由  
住宅団地造成の進展により。  
第二条 各区の区域は従来の例による。但し新に区を編成し

第二回臨時町議会は二月二〇日午前九時三〇分に招集  
議案第五号  
土地の取得について。  
町道路用地として次の土地を  
取得しようとるので町議会の  
議決を求める。

名出張所仮事務所。岡垣中学校施設位罝  
第二条 仮事務所の期間。自昭和四十四年四月一日  
至昭和四五年三月三一日  
第三条 所掌事務に住民課事務  
附 則  
この条例は昭和四四年四月一日  
から施行する。

**岡垣町役場出張所の仮事務所を定める条例。**